

1 資源ごみの公共収集状況（資源化するものに限る）（平成16年度実績）
 市町村及び一部事務組合が収集・処理している資源ごみの種類、収集方法、処理方法について

品目コード (紙類) 11 新聞 12 雑誌 13 段ボール 14 紙バック 15 その他
 (金属) 21 びん缶 22 びん缶 23 小型金属 (鍋など) 24 大型金属
 (ガラス) 31 生ビン 32 無色ビン 33 茶色ビン 34 その他の色のビン
 (プラスチック) 41 P E T 42 発泡スチロール 43 プラ製容器包装 44白色トレイ 45その他
 (その他) 51 布類 52 綿類 53 生ごみ 54 廃食油 55 剪定枝 56 その他

市町村・一部事務組合名	(1)収集品目	(2)収集方法					(3)処理方法							
		(2)収集方法 ① (ステーション)					(2)収集方法 ② (戸別回収)		(2)収集方法 ③ (その他) (拠点回収等)	①そのまま有価売却	②自ら処理後売却	③処理委託後売却	④(財) 容器包装リサイクル協会リ委託	その他
		(市町村等で用意する) コンテナ・容器・共通袋 (腐敗・腐食等) で収集	(個人が購入する) 市町村指定の袋で収集	(個人が用意する) ビニール袋等で収集 (指定袋でないもの)	ひもで縛る	その他	ひもなどで縛る等 指定あり	指定無し						
千葉市	21 22 31 32 33 34 41	21 22 31 32 33 34 41									21 22 23 24 31 32 33 41	54		
鎌子市	11 12 13 14 15(紙製容器包装) 21 22 31 32 33 34 41 42 43 44		21 22 32 33 34 41 42 43 44 <指定袋は「資源」の1種。かん、びん、P E T、プラ別に収集日を分けて回収>		11 12 13 15			14: 支所出張所等で拠点回収 44: 指定スーパー等で拠点回収	11 12 13 14 15	21 22	32 33 34	41 43 44		
市川市	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34(黒・青) 41 42 43 44 51	21 22 31 32 33 34	21 22: 「空きカン用」指定袋(黒の文字) または中身の見える透明(半透明)の袋 31 32 33 34: 「空きビン用」指定袋(緑の文字) または中身の見える透明(半透明)の袋 41 42 43 44: 「プラスチック製容器包装用」指定袋(黒の文字)	21 22: 「空きカン用」指定袋(黒の文字) または中身の見える透明(半透明)の袋 31 32 33 34: 「空きビン用」指定袋(緑の文字) または中身の見える透明(半透明)の袋 51 (透明の袋)	11 12 13 14				11 12 13 14 51	21 22 31 32 33	34 41 43			
船橋市	21 22 23 31 32 33 34 41	21 22 23 31 32 33 34 41						41: 出張所、公民館、回収協力店(酒販店など)の回収ボックスによる拠点回収			21 22 23 31 32 33 34	41(処理委託後に(財)日本容器包装リサイクル協会に引渡し)		
館山市	11 12 13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 41 44 (金属類21~24、ガラス類31~34は不燃物として一括収集し、クリーンセンターで分別している)			21 22 23 24 31 32 33 34 (金属類21~24、ガラス類31~34は不燃物として一括収集し、クリーンセンターで分別している。「金属類の日」「ガラス類の日」などごみ種別による収集日はちがう) 41 44 透明・半透明の中身の見える袋(スーの一のレジ袋など)で収集	11 12 13 14				11 12 13 14			41 44		
木更津市	11 12 13 14 15(雑紙、紙箱) 21 22 31 32 33 34 41 42 43 44 51	21 22 31 32 33 34 41 42 43 44 51	21 22 31 32 33 34 41 42 43 44 (21~41: 「びん・かん・ペットボトル」一括専用袋で収集し、収集後に分別) (42~44: 「容器包装プラスチック専用」袋で収集)		11 12 13 14 15(雑紙、紙箱)			43白色トレイは市内17箇所(公民館16箇所、集会所1箇所)で拠点回収			11 12 13 14 15 51	31 32 33 34 41 42 43 44 51		
松戸市	11 12 13 14 15(菓子箱等) 21 22 23 31 32 33 34 41 42 43 44 51			21 22 23 31 32 33 34 42 43 44 (ビニール袋、ポリ袋、レジ袋で収集・黒いビニール袋は禁止)	11 12 13 14 15(菓子箱等) 51			41: 協力店舗(大型スーパー等)で拠点回収	11 12 13 14 15(菓子箱等)	21 22 23 31 32 33 51		34 41 42 43 44		
野田市	(11 12 13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 41 44 51 52 →自治会等の公共的団体が主体となり実施する「集団資源回収」による回収 収集は市の委託業者が行い、処理は市が容リ協へ委託。) 55→個別対応	21 22 31 32 33 34 41			11 12 13 14 51 52	55		41 44 45 協力店舗による拠点回収				11 12 13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 41 51 52	56 自ら処理(売却はせず堆肥化する)	
佐原市	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 51		21 22 32 33 34 41 (市町村指定袋「資源」)	51 (透明・半透明の袋)	11 12 13 14			31(販売店に返却するか集団回収を出す)	31	21 22 51	11 12 13 14 51	32 33 34 41 (委託にて選別を実施した後容リ協指定法人に引渡し)		
茂原市 (収集は市、処理は長生郡市広域市町村圏組合)	11 12 13 14 15(紙製容器) 21 22 31 32 33 34 41 51	21 22 31 32 33 34 41			11 12 13 14 15 51				11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	34 41 (その他カレット)		
成田市	21 22 23 24 31 32 33 34 41 56(廃乾電池)		21 22 23 24 31 32 33 34 41 (ビン・カン・ガラス (赤い袋))	56(廃乾電池) (乾電池用袋は金属・陶磁器類の指定袋(黄色)の入っていた外袋を使用をすすめてくる)				41 拠点(店頭)回収	31 32 33 34	21 22 23 24		41	56(資源化処理の委託。売却ではない)	
佐倉市 (処理の一部は佐倉・酒々井清掃組)	11 12 13 21 22 23 24 32 33 34 41 42 43 44 51 54 56(乾電池、蛍光管)			21 22 32 33 34 42 43 44	11 12 13 51 52 56(乾電池)			41: 店頭拠点による容器(ボックス)回収 54: 公共施設拠点による容器(ボックス)回収 56: 乾電池は公共施設拠点による容器(ボックス)回収 蛍光管は公共施設及び店頭拠点による容器(ボックス)回収	11 12 13 54	21 22 23 24 56 (一部事務組合で処理)		31 32 33 34 43 44 51 52 56(資源化処理の委託。売却ではない)		
東金市 (東金市外三町清掃組合)	11 12 13 21 22 23 31 32 33 41 51	21 22 23 31 32 33 41 51		<資源ごみ専用の指定袋、ごみ種ごとの収集日>				拠点回収(リサイクル倉庫を市内8ヶ所に設置) 11 12 13 51	21 22		41		無償で業者引取り 11 12 13 51	
八日市場市 (八日市場市ほか三町環境衛生組合)	11 12 13 14 15(紙製容器包装) 21 22 23 32 33 34 41 42 43 51		21 22 23 32 33 34 41 42 43 51 <市指定資源ごみ専用の指定袋>		11 12 13 14 15 (ひもで縛り資源ごみシールを貼る)						11 12 13 21 22 23	15 32 33 34 41 42 43 処理委託後指定法人へ引渡し		
旭市 (旭17.7まで東総養芥処理組合)	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 43 51	21 22 31 32 33 34 41 43 <市指定資源ごみ専用の指定袋>			11 12 13 14 51				11 12 13 14 51	21 22	31 32 33 34 41 43			
習志野市	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34(緑びん) 41 44 51 52			21 22 31 32 33 34(緑びん) 41 51 52 <透明又は半透明の袋>	11 12 13 14			44 公共施設で拠点回収	11 12 13 14 44 51 52	21 22 31 32 33 34 41				
柏市	11 12 13 14 15(雑紙類) 21 22 23 24 31 32 33 34 41 42 43 44 51	21 22 23 31 32 33 34 41	42 43 44		11 12 13 14 15 51				11 12 13 14 15 21 22 23 24 31 32 33 51			34 41 42 43 44		
勝浦市	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 51	21 22 31 32 33 34 41			11 12 13 14 51				11 12 13 14 51	21 22	31 32 33 34 41			

市町村・ 一部事務組合名	(1)収集品目	(2)収集方法					(3)処理方法							
		(2)収集方法 ① (ステーション)					(2)収集方法 ② (戸別回収)		(2)収集方法 ③ (その他) (拠点回収等)	①そのまま有償売却	②自ら処理後売却	③処理委託後売却	④ (財) 容器包装リサイ クル協会リ委託	その他
		(市町村等で用意する) コンテナ・容器・共通袋 (商袋・麻袋等)で収集	(個人が購入する) 市町村指定の袋で収集	(個人が用意する) ビニール袋等で収集 (指定袋でないもの)	ひもで縛る	その他	ひもなどで縛る 等 指定あり	指定無し						
市原市	11 12 13 14 15(雑紙) 21 22 31 32 33 34 (緑色等) 41 51	21 22 31 32 33 34			11 12 13 14 15 51			41 市内30箇所での拠点回収	11 12 13 14 15 31 51	21 22 41	31 41	32 33 34 41		
流山市	11 12 13 14 21 22 32 33 34 41 51			21 22 32 33 34 41 51	11 12 13 14 51				11 12 13 14 51	21 22 32 33 34 41				
八千代市	11 12 13 14 15 (雑紙) 21 22 23 31 32 33 41 51	21 22 23 31 32 33 34 41			11 12 13 14 15			44 指定スーパー、 公民館で拠点回収	11 12 13 14 15		21 22 31 32 33 34			
我孫子市	11 12 13 14 15 (雑紙) 21 22 23 24 31 32 33 34 41 42 43 44 51 52 54 56(電池、蛍光灯、 ペンライト)	21 22 31 32 33 34 41 54 56 (電池、蛍光灯 等)		42 43 44 (レジ袋、または半透明のビニ ール袋に全種類をまとめて入れる。 大きい発砲スチロールはそのまま 出す)	11 12 13 14 15 51 52	23 24 (そのまま出す)			11 12 13 14 15 21 22 23 24 51 54		32 33 34 41 42 43 44		56は処分委託	
鴨川市 (一部の地域は鴨川市和町町 環境衛生組合)	11 12 13 14 21 22 32 33 34 41 51 56 (乾電池)		21 22 32 33 34 41 56 (乾電池) 【指定袋：資源ごみ用1種 ごみ種に よって収集日を分ける】		11 12 13 14 42 44 51								(個別等も委託) 11 12 13 14 21 22 32 33 34 41 51 56	
鎌ヶ谷市 (白井・鎌ヶ谷環境衛生 組合)	11 12 13 21 22 23 31 32 33 34 41 43 51	41	13 【不燃(プラ)の指定袋】	21 22 23 31 32 33 34 41 51 【スーパーなどのレジ袋またはポ リ袋で出す。黒い袋は禁止】	11 12 13 31 32 33 34 51				11 12 13 23 31 32 33 34 51	21 22 41 43				
君津市	11 12 13 14 15(雑紙) 21 22 31 32 33 34 41 43 51 55	21 22 31 32 33 34		41: 透明の袋 (厳守) 43: 透明または半透明の袋白色の レジ袋でも可 51: 透明の袋で出すが紐で縛 る	11 12 13 14 15 51	55		41については透明袋、43につい ては透明又は半透明袋。	11 12 13 14 15 31 51	21 22	55	32 33 34 (その他のびん) 41 43		
富津市	11 12 13 14 15(その他紙製容 器) 21 22 23 32 33 34 41 44 51	21 22 23 32 33 34 41 51	21 22 23 32 33 34 41 51 【市指定資源ごみ専用袋 (23は指定 の袋又はステッカーの貼付) 43→市指定容器包装プラスチック専 用袋】		11 12 13 14 15 51				11 12 13 14 15 51		21 22 23	32 33 34 41 43 (処理委託後指定法人へ)		
浦安市	11 12 13 14 15 (その他紙製容 器) 21 22 31 32 33 34 41 44 51 54	21 22 31 32 33 34 41			11 12 13 51	11 12 13		14 15 44 51 54: 市役所、各公 民館で拠点回収 拠点回収 14は一部スーパーに回収箱を設 置	31 41	11 12 13 21 22 32 33 41		34 (その他のカレット) 41		
四街道市	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 51	21 22 31 32 33 34			11 12 13 51			41: 公共施設及び指定店舗で拠 点回収	11 12 13 14 51	21 22 31		32 33 34 41		
袖ヶ浦市	11 12 13 14 15(雑紙) 21 22 23 24 32 33 34 41 51 54	21 22 23 24 32 33 34 41 51 54		21 22 23 24 32 33 34 41 51 【透明又は半透明の袋】 【※23 24は不燃物として収集 し、選別後資源化】	11 12 13 14 15(雑紙) 51			常設のステーションとは別に各 自治会の資源回収場所にて分別 回収を実施 コンテナ: 21 22 32 33 34 容器: 54 ネット: 41 ひもで結ぶ: 11 12 13 14 15 51	11 12 13 14 15	21 22 23 24		有償売却又は無償引取り 11 12 13 14 15 21 22 31 54	有償売却又は無償引取り 11 12 13 14 15 21 22 31 54	
八街市	11 12 13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 41			21 22 23 24 31 32 33 34 41 【34は収集後中間処理業者側で分 別】	11 12 13 14 51			24 市クリーンセンターに直接搬 入か有料戸別回収	11 12 13 14 23 24	21 22	31 32 33 34 41			
印西市	11 12 13 14 15(雑紙) 21 22 31 32 33 34 41 43 51 54	21 22 31 32 33 34 41	43 【市指定ごみ袋 (薄黄色)】	51透明の袋に入れるか市の指定ご み袋 (薄黄色) に「布」と記入	11 12 13 14 15(雑紙) 51			64: 公共施設で拠点回収 14: はS Tの他公共施設でも回 収	11 12 13 14 15(雑紙) 51 54	21 22 31 32 33 34		41 43		
白井市	11 12 13 14 15 (雑紙) 21 22 31 32 33 34 41 42 43 44 51 54	21 22 31 32 33 34 41	42 43 44 【市指定ごみ袋 (薄黄色)】	51 【透明か半透明の袋】	11 12 13 14 15			64: 役所、公民館等に回収ボリ ボックスを設置	11 12 13 14 15(雑紙) 51			31 32 33 34 41 42 43 44	21 22処理業者引渡し (売却で ない) 54再生事業者に引渡し	
富里市	14 21 22 31 32 33 34 41		21 22 【市指定ごみ袋 (不燃) カン類は他 の不燃物類と一緒に収集し、クリー ンセンターで分別する】 31 32 33 34 41 【市指定ごみ袋 (その他)】					14: 市内18ヶ所に設置の回収 BOXにて拠点回収	14	21 22 31		32 33 34 41		
酒々井町 (収集→町 処理→佐倉市・酒々井町清掃 組合)	11 12 13 14 21 22 23 24 32 33 34 (青・黒) 41 56 (蛍光灯・電池)	21 22 23 32 33 34 41 56		【町指定ごみ袋 (その他)】	11 12 13 14			41, 56: 指定店舗、役場窓口で拠 点回収	11 12 13 14	21 22 23 24 32 33 34 56 (一部事務組合)		41		
印旛村 (収集→村 処理→印西地区環境整備事業 組合)	11 12 13 14 21 22 31 32 33 41 51	21 22 31 32 33 41 51		【市指定ごみ袋 (資源)】	11 12 13 14 51							11 12 13 14 21 22 31 32 33 41 51 (委託業者による処理)	11 12 13 14 21 22 31 32 33 41 51 (委託業者による中間処 理)	
本郷村 (収集→村 処理→印西地区環境整備事業 組合)	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 51 52	21 22 31 32 33 34 41 51 52		【市指定ごみ袋 (燃やせないごみ 用)】	11 12 13 14 51					11 12 13 21 22 31 32 33 34				
栄 町 (収集→町 処理→印西地区環境整備事業 組合)	11 12 13 14 15 21 22 31 32 33 34 41 42 43 44 51	21 22 31 32 33 34 41 42 43 44 51		【市指定ごみ袋 (資源ごみ専用)】	11 12 13 14 15 51			【紐で縛って「資源ごみ用 シール」を貼る】				11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 42 43 44 51		
下総町 (収集→町 処理→北総西部衛生組合)	21 22 31 32 33 41	21 22 31 32 33 41		【市指定ごみ袋 (不燃物 (ビン・カ ン) 用)】 41 【市指定ごみ袋 (ペットボトル専 用)】						21 22 31 32 33 41 (一部事務組合)				
神崎町 (収集→町 処理→北総西部衛生組合)	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 51	21 22 31 32 33 34 41 51		【市指定ごみ袋 (不燃物 (ビン・カ ン) 用)】 41 【市指定ごみ袋 (ペットボトル専 用)】				拠点回収: 11 12 13 14 51		21 22 31 32 33 41 (一部事務組合)			逆有償 11 23 13 14 51	
大栄町 (収集→町 処理→北総西部衛生組合)	21 22 31 32 33 34 41	21 22 31 32 33 34 41		【市指定ごみ袋 (不燃物 (ビン・カ ン) 用)】 41 【市指定ごみ袋 (ペットボトル専 用)】						21 22 31 32 33 41 (一部事務組合)				
小見川町 (小見川町外二ヶ町清掃組 合)	13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 (黒・緑) 41 55 56(シンチュウ)	21 22 23 24 31 32 33 34 (黒・緑) 55 56(シンチュウ)		【市指定ごみ袋 (ペットボトル専 用)】 【各地区のリサイクルS Tに出す】	13(各地区のリサイクルS T に出す)			14: 指定店舗、役場、小中学校 に設置の専用ボックスによる拠 点回収	13 14 23 24 55 56(シンチュウ)	21 22 31 32 33 34 (一部事務組合)	41			
山田町 (小見川町外二ヶ町清掃組 合)	13 14 21 22 23 24 31 32 33 34(黒・緑) 41 55 56(シンチュウ)	21 22 23 24 31 32 33 34(黒・緑) 55 56(シンチュウ)		【市指定ごみ袋 (ペットボトル専 用)】 【各地区のリサイクルS Tに出 す】	13(各地区のリサイクルS T に出す)			14: 指定店舗、役場、小中学校 に設置の専用ボックスによる拠 点回収	13 14 23 24 55 56(シンチュウ)	21 22 31 32 33 34 (一部事務組合)	41			

市町村・一部事務組合名	(1)収集品目	(2)収集方法					(3)処理方法							
		(2)収集方法 ① (ステーション)					(2)収集方法 ② (戸別回収)		(2)収集方法 ③ (その他) (拠点回収等)	①そのまま有償売却	②自ら処理後売却	③処理委託後売却	④(財) 容器包装リサイクル協会リ委託	その他
		(市町村等で用意する) コンテナ・容器・共通袋 (商袋・麻袋等) で収集	(個人が購入する) 市町村指定の袋で収集	(個人が用意する) ビニール袋等で収集 (指定袋でないもの)	ひもで縛る	その他	ひもなどで縛る等 指定あり	指定無し						
栗源町 (収集一町 処理→北総西部衛生組合)	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 51		21 22 31 32 33 34 41 51 【市指定ごみ袋 (ペットボトル専用)】					11 12 13 51: 町のリサイクルの日 (集団回収) に出す。(年1回) 14: 町内各学校及び役場で拠点回収	11 12 13 14 51	21 22 31 33 41 【一部事務組合】				
多古町 (八日市場市ほか三町環境衛生組合)	11 12 13 14 15(紙製容器包装) 21 22 23 32 33 34 41 42 43 51		21 22 23 32 33 34 41 42 43 51 【一部事務組合指定ごみ袋 (資源ごみ用)】		11 12 13 14 15 【ひもで縛り、「資源ごみシール」を貼る】						11 12 13 21 22 23	15 32 33 34 41 42 43 【処理委託後指定法人へ引渡し】		
千潟町 (但17.7まで東総農茶処理組合 但17.7～旭市)	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 43 51		21 22 31 32 33 34 41 43 【市指定資源ごみ専用の指定袋】		11 12 13 14 51				11 12 13 14 51	21 22	31 32 33 34 41 43			
東庄町 (小見川町外二ヶ町清掃組合) 13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 (黒、緑) 41 55 56(シンチュウ)	13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 (黒、緑) 41 55 56(シンチュウ)	21 22 23 24 31 32 33 34 (黒、緑) 41 55 56(シンチュウ)	41 【市指定ごみ袋 (ペットボトル専用)・各地区のリサイクルS Tに出す】		13(各地区のリサイクルS Tに出す)			14: 指定店舗、役場、小中学校に設置の専用ボックスによる拠点回収	13 14 23 24 55 56(シンチュウ)	21 22 31 32 33 34 【一部事務組合】	41			
海上町 (但17.7まで東総農茶処理組合 但17.7～旭市)	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 43 51		21 22 31 32 33 34 41 43 【市指定資源ごみ専用の指定袋】		11 12 13 14 51				11 12 13 14 51	21 22	31 32 33 34 41 43			
飯岡町 (但17.7まで東総農茶処理組合 但17.7～旭市)	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 43 51		21 22 31 32 33 34 41 43 【市指定資源ごみ専用の指定袋】		11 12 13 14 51				11 12 13 14 51	21 22	31 32 33 34 41 43			
光町 (八日市場市ほか三町環境衛生組合)	11 12 13 14 15(紙製容器包装) 21 22 23 32 33 34 41 42 43 51		21 22 23 32 33 34 41 42 43 51 【市指定資源ごみ専用の指定袋】		11 12 13 14 15 【ひもで縛り資源ごみシールを貼る】						11 12 13 21 22 23	15 32 33 34 41 42 43 【処理委託後指定法人へ引渡し】		
野栄町 (八日市場市ほか三町環境衛生組合)	11 12 13 14 15(紙製容器包装) 21 22 23 32 33 34 41 42 43 51		21 22 23 32 33 34 41 42 43 51 【市指定資源ごみ専用の指定袋】		11 12 13 14 15 【ひもで縛り資源ごみシールを貼る】						11 12 13 21 22 23	15 32 33 34 41 42 43 【処理委託後指定法人へ引渡し】		
大網白里町 (収集一町 処理→東金市外三町清掃組合)	11 12 13 14 21 22 31 32 33 41 51 54 56 (蛍光灯、乾電池)		21 22 31 32 33 41 56 【資源ごみ専用の指定袋。ごみ種ごとの収集日】					11 12 13 14 51 56 拠点回収 (町内3箇所) にリサイクル回収倉庫設置 54 毎月第2、第4日曜日に町内3箇所で開催	21 22 31 32 33 41 54					無償で業者引取り 11 12 13 14 51
九十九里町 (収集一町 処理→東金市外三町清掃組合)	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41		41 【資源ごみ専用の指定袋。】					拠点回収 11 12 13 14 21 22 路線回収 21 22 31 32 33 34			21 22			無償で業者引取り 11 12 13 14
成東町 (収集一町 処理→東金市外三町清掃組合)	11 13 14 21 22 23 24 31 32 33 41		21 22 31 32 33 41 【資源ごみ専用の指定袋。ごみ種ごとの収集日】					11 12 13 51 (集団回収)	11 13 14 21 22		31 32 33 41			
山武町 (山武郡環境衛生事業振興組合)	11 12 13 14 21 22 23 32 33 34 41 44 51		11 12 13 14 【指定袋 (資源) ・袋は1種類だが紙の種類ごと分別して出す。ダンボールが等大きいものは小さく切って袋に入れる。】 21 22 23 32 33 34 【指定袋 (資源) ・カンとピンは同じ袋で出す】 41 44 51 【指定袋 (資源) ・袋は1種類だがごみの種類ごと分別して出す。】						11 12 13 14 44 51	21 22 23				有償にて引き取り: 32 33 34 (緑、黒) 41
蓮沼村 (山武郡環境衛生事業振興組合)	11 12 13 14 21 22 23 32 33 34 (緑、黒) 41 44 51		11 12 13 14 【指定袋 (資源) ・袋は1種類だが紙の種類ごと分別して出す。ダンボールが等大きいものは小さく切って袋に入れる。】 21 22 23 32 33 34 【指定袋 (資源) ・カンとピンは同じ袋で出す】 41 44 51 【指定袋 (資源) ・袋は1種類だがごみの種類ごと分別して出す。】						11 12 13 14 41 44 51	21 22 23		手選別後指定法人に委託 32 33		手選別後指定法人に委託 32 33 34
松尾町 (山武郡環境衛生事業振興組合)	11 12 13 14 21 22 23 32 33 34 (緑、黒) 41 44 51		11 12 13 14 【指定袋 (資源) ・袋は1種類だが紙の種類ごと分別して出す。ダンボールが等大きいものは小さく切って袋に入れる。】 21 22 23 32 33 34 【指定袋 (資源) ・カンとピンは同じ袋で出す】 41 44 51 【指定袋 (資源) ・袋は1種類だがごみの種類ごと分別して出す。】						11 12 13 14 41 44 51	21 22 23		手選別後指定法人に委託 32 33 34		
横芝町 (山武郡環境衛生事業振興組合)	11 12 13 14 21 22 23 32 33 34 (緑、黒) 41 44 51		11 12 13 14 【指定袋 (資源) ・袋は1種類だが紙の種類ごと分別して出す。ダンボールが等大きいものは小さく切って袋に入れる。】 21 22 23 32 33 34 【指定袋 (資源) ・カンとピンは同じ袋で出す】 41 44 51 【指定袋 (資源) ・袋は1種類だがごみの種類ごと分別して出す。】						11 12 13 14 41 44 51	21 22 23		手選別後指定法人に委託 32 33 34		
芝山町 (山武郡環境衛生事業振興組合)	11 12 13 14 21 22 23 32 33 34 (緑、黒) 41 44 51		11 12 13 14 【指定袋 (資源) ・袋は1種類だが紙の種類ごと分別して出す。ダンボールが等大きいものは小さく切って袋に入れる。】 21 22 23 32 33 34 【指定袋 (資源) ・カンとピンは同じ袋で出す】 41 44 51 【指定袋 (資源) ・袋は1種類だがごみの種類ごと分別して出す。】						11 12 13 14 41 44 51	21 22 23		手選別後指定法人に委託 32 33 34		

市町村・ 一部事務組合名	(1)収集品目	(2)収集方法						(3)処理方法					
		(2)収集方法 ① (ステーション)				(2)収集方法 ② (戸別回収)		(2)収集方法 ③ (その他) (拠点回収等)	①そのまま有償売却	②自ら処理後売却	③処理委託後売却	④ (財) 容器包装リサイ クル協会リへ委託	その他
		(市町村等で用意する) コンテナ・容器・共通袋 (商袋・麻袋等) で収集	(個人が購入する) 市町村指定の袋で収集	(個人が用意する) ビニール袋等で収集 (指定袋でないもの)	ひもで縛る	その他	ひもなどで縛る 等 指定あり						
一宮町 (長生郡市広城市町村圏組 合)	11 12 13 14 15(紙製容器包 装) 21 22 31 32 33 34 41 51 56(乾電池)	21 22 31 32 33 34 41			11 12 13 14 15 51				11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	34 (その他カレット) 41	
陸沢町 (長生郡市広城市町村圏組 合)	11 12 13 14 15(紙製容器) 21 22 31 32 33 34 41 51	21 22 31 32 33 34 41			11 12 13 14 15 51				11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	34 (その他カレット) 41	
長生村 (長生郡市広城市町村圏組 合)	11 12 13 14 15(紙製容器) 21 22 31 32 33 34 41 51	21 22 31 32 33 34 41			11 12 13 14 15 51				11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	34 (その他カレット) 41	
白子町 (長生郡市広城市町村圏組 合)	11 12 13 14 15(紙製容器) 21 22 31 32 33 34 41 51	21 22 31 32 33 34 41			11 12 13 14 15 51				11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	34 (その他カレット) 41	
長柄町 (長生郡市広城市町村圏組 合)	11 12 13 14 15(紙製容器) 21 22 31 32 33 34 41 51	21 22 31 32 33 34 41			11 12 13 14 15 51				11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	34 (その他カレット) 41	
長南町 (長生郡市広城市町村圏組 合)	11 12 13 14 15(紙製容器) 21 22 31 32 33 41 51	21 22 31 32 33 34 41			11 12 13 14 15 51				11 12 13 14 15 51	21 22	31 32 33	34 (その他カレット) 41	
大多喜町	11 12 13 14 21 22 23 24 31 32 33 34 41 42 43 44 54			21 22 23 24 :缶類を入れる袋はどんな袋でも かまわない : 32 33 34 :びんの色ごとに分けて中身のわ かる袋を出す : 41 42 43 44 :PET, プラごに分けて中身のわ かる袋を出す : 54 :油の入っていた容器やPETに入れ て出す	11 12 13 14				11 12 13 14 21 22 23 24 31 54	21 22 32 33 34 41	42 43		
夷隅町 (夷隅町・串町清掃組合)	11 12 13 14 21 22 23 24 32 33 34 41			21 22 23 :指定袋・金属類として出す : 32 33 34 :指定袋・ガラス類として出す			11 12 13 14 41		11 12 13 14	21 22 23			
御宿町	11 12 13 14 21 22 23 32 33 34 41 42 43 44 51			21 22 23 :(21, 22 缶類で出す, 23金属類で 出す) : 32 33 34 :無色、茶色、その他色ごとに袋 を分けて出す : 41 42 43 44 :PET, 発泡トレー、その他プラご とに袋を分けて出す	11 12 13 14				11 12 13 14	21 22 23 41			11 12 13 14 21 22 23 24 42 43 44
大原町	11 12 13 14 21 22 32 33 34 41		21 22 32 33 34 41 :(指定袋の種類: 瓶・缶・ペット等)		11 12 13 14				11 12 13 14 31	21 22 23	32 33 34 41		
岬町 (夷隅町・串町清掃組合)	11 12 13 14 21 22 23 24 32 33 34 41		21 22 23 :(指定袋・金属類として出す) : 32 33 34 :指定袋・ガラス類として出す						11 12 13 14	21 22 23			
富浦町 (龍南地区環境衛生組合)	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 51	21 22 31 32 33 34 41			11 12 13 14 51				11 12 13 14	21 22 51			31 32 33 34 41 :選別等を委託再商品化
富山町 (龍南地区環境衛生組合)	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 51	21 22 31 32 33 34 41			11 12 13 14 51				11 12 13 14	21 22 51			31 32 33 34 41 :選別等を委託再商品化
龍南町 (龍南地区環境衛生組合)	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 51	21 22 31 32 33 34 41			11 12 13 14 51				11 12 13 14	21 22 51			31 32 33 34 41 :選別等を委託再商品化
三芳村 (龍南地区環境衛生組合)	11 12 13 14 21 22 31 32 33 34 41 51	21 22 31 32 33 34 41			11 12 13 14 51				11 12 13 14	21 22 51			31 32 33 34 41 :選別等を委託再商品化
白浜町	11 12 13 21 22 23 31 32 33 41 42 43 44 51		21 22 31 32 33 41 51		11 12 13 14 42					42	11 12 13 21 22 23 24 31 32 33 41 51		
千倉町	11 12 13 14 21 22 23 24 32 33 34 41 43 51			21 22 23 24 :透明・半透明の袋/缶類とその他 : 51 : 32 33 34 :透明・半透明の袋/無色・茶色・ 他色ごとに分ける。 : 41 43 :透明・半透明の袋に入れろ	11 12 13 14 51				11 12 13 21 22 23 24 51			32 33 34 41 43	
丸山町	11 12 13 14 21 22 23 24 32 33 34 41 42 43 44 45			21 22 23 24 :透明・半透明の袋に、アルミ : 缶、スチール缶、その他金属に分 けて出す : 32 33 34 :透明・半透明の袋に無色・茶 : 色・他色ごとに分ける。 : 41~45<透明・半透明の袋にプラ : 類としてまとめて出す	11 12 13 14 51								処理の委託 11 12 13 14 21 22 32 33 34 41 42 43 44
和田町 (鴨川市和田町環境衛生組 合)	11 12 13 14 21 22 23 31 32 33 41 42 43 44 51 52 53		21 22 23 32 33 34 41 42 43 44 :(指定袋 資源)		11 12 13 14 51 52				11 12 13 14 21 22 23 51 52		31 32 33 41 42 43 44 53		

2 集団回収（助成金等の状況）平成16年度実績

市町村名	補助品目と単価		補助金交付額		実施団体数・回収量(kg)										集団回収における収集から処理に関しての市町村等の関係	
	回収団体	回収業者	回収団体(円)	回収業者(円)	小学校等		町内会・自治会		子ども会		その他		合計			
					団体数	回収量(kg)	団体数	回収量(kg)	団体数	回収量(kg)	団体の種類	団体数	回収量(kg)	団体数		回収量(kg)
千葉市	3円/kg 新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック・古繊維	4円/kg 新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック・古繊維	77,208,540	102,944,720	91	7,003,290	411	10,245,555	231	5,894,400	マンション管理組合他	97	2,592,935	830	25,736,180	ア
銚子市	4円/kg 鉄類・アルミ・紙類・ビン	2円/kg	6,368,008	3,254,204	9	151,779	26	710,730	40	484,320	老人クラブ等	18	280,273	93	1,627,102	ア
市川市	3円/kg ビン・カン・紙類・布類	1円/kg：カン、雑ビン 4円/kg：紙類、布類 15円/kg：生ビン（リターナブルビン）	21,202,653	23,408,280	30	1,329,929	60	1,779,691	63	1,696,686	マンション、その他の団体	117	2,261,245	270	7,067,551	ア イ 紙類・布類 ビン・カン
船橋市	3円/kg 新聞・雑誌・ダンボール、古着	回収必要経費の不足分を助成（46業者）	68,688,170	153,720,000			31	29,229,390					31	29,229,390	ア （行政はPRなどの協力をしている）	
館山市	集団回収の実施なし															
木更津市	3円/kg 紙類、繊維類、ビン類	2.25円/kg 紙類、繊維類、ビン類	5,423,382	4,067,535	15	624,304	13	182,598	36	952,022		5	48,870	69	1,807,794	ア
松戸市	紙類 2円/kg 缶類 2円/kg その他金属 2円/kg ガラス類 2円/kg ペットボトル 10円/kg	紙類 2.5円/kg 缶類 12円/kg その他金属 19.5円/kg ガラス類 11円/kg ペットボトル 63円/kg	65,496,018	209,024,158	29	686,730	214	20,659,997	55	3,005,020	マンション管理組合、老人会、社宅、寮等	144	3,947,662	442	28,299,409	ア
野田市	3円/kg：紙類・繊維類・金属類・生びん・ペットボトル 10円/kg：雑ビン 18円/kg：空き缶	3円/kg：繊維類、雑紙 3.5円/kg：新聞、紙パック 13円/kg：空き缶 19円/kg：金属類 20円/kg：雑ビン PETは定額 260万/月	48,215,163	103,838,873	4	28,555	332	10,131,365	3	58,956		2	2,012	341	10,220,888	イ 任意団体が排出したものを市の委託業者（資源回収組合）が収集。住民には助成金を交付。
佐原市	5円/kg 紙類、繊維類、金属類、ビン類		4,369,510		16	633,507	9	169,174	2	56,896	老人クラブ等	1	14,325	28	873,902	ア
茂原市	0.5円/kg：布 1円/kg：雑誌 2円/kg：紙パック 2.5円/kg：ダンボール 4.5円/kg：新聞 8円/kg：ビン類 106.2円/kg：アルミ缶 スチール缶（4～9月：22.7円/kg、10～3月 16.8円/kg）		28,862,724		32	224,899	238	6,229,555	11	213,240		48	218,989	329	6,886,683	イ
成田市	10円/kg 紙、布、缶、ビン、金属類、ペットボトル	10円/kg 紙、布、缶、ビン、金属類、ペットボトル	22,470,080	22,470,080	20	544,604	61	844,600	47	745,431		8	112,373	136	2,247,008	イ 任意団体が排出したものを行政が資源回収組合に回収を委託。市の施設に搬入後、選別、圧縮等の処理を行い業者に売却
佐倉市	5円/kg 新聞、雑誌、ダンボール、古繊維、紙パック、ビン、カン	5円/kg 新聞、雑誌、ダンボール、古繊維、紙パック	42,320,945	42,281,150	13	769,142	33	1,524,655	127	5,784,449	婦人会、マンション管理組合等	19	385,943	192	8,464,189	ア
東金市	5円/kg 古紙、布類	なし	2,193,150		11	280,960	6	99,510	9	350,580			26	731,050	ア	
八日市場市	各実施団体に1回あたり10,000円の補助		90,000		2	73,670	3	20,380					5	94,050	ア	
旭市	実施なし								1	210			1	210		
習志野市	5円/kg：ビン、缶、新聞、雑誌、紙パック、段ボール、古着	5円/kg：ビン、缶、新聞、雑誌、紙パック、段ボール、古着	28,493,215	28,493,215	40		71		18				129	5,698,643	ア	
柏市	3円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、かん、ビン、ペットボトル	10円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、かん、ビン、ペットボトル	138,360	461,200	8	46,120							8	46,120	ア	
勝浦市					13	168,486							13	168,486	ア	
市原市	4円/kg：カン、ビン、古紙、布、金属 10円/kg：ペットボトル	4円/kg：カン、金属、布、生ビン 6円/kg：古紙 10円/kg：雑ビン 30円/kg：ペットボトル	19,905,136	30,046,582	70		50		82			27	229	4,930,405	ア	
流山市	8円/kg：紙類、布類、カン、金属類、ビン類、	11.5円/kg：紙、布類、	73,562,304	113,209,265	17	756,940	129	7,158,750	15	383,430		18	896,168	179	9,195,288	ア
八千代市	5円/kg：ビン、カン、ペット、古紙、布類	5円/kg：ビン、カン、ペット、古紙、布類	16,082,285	16,082,285	16	1,601,040	35	871,630	14	334,510	環境関係団体等	9	409,277	74	3,216,457	イ
我孫子市	5円/kg：古紙、古繊維、ビン、金属類及び一世帯当たり10円（年間延べ世帯数：525,881世帯）	なし	54,796,360				254	9,907,510					254	9,907,510	イ	
鴨川市	3円/kg：繊維類、紙類、金属類、びん類	2円/kg：紙類 4円/kg：金属類、びん類 10円/kg：繊維類	2,396,961	3,195,948	12	443,880	6	67,101	20	111,208		12	176,798	50	798,987	ア
鎌ヶ谷市	3円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、布類 4円/kg：びん類、金属類	7円/kg 新聞、雑誌、ダンボール、布類、びん類、金属類	5,109,300	11,302,200	9	1,614,600							9	1,614,600	ア	
君津市	2円/kg：繊維類、紙類、かん類、びん類	2円/kg：繊維類、紙類、かん類、びん類	1,664,204	1,619,802	17	615,885	5	61,575	11	97,902		6	56,740	39	832,102	ア
富津市	3.5円/kg：繊維類(21,300kg) 紙類(864,846kg) 金属類(11,712kg) びん類(59,141kg)	2円/kg：繊維類(21,400kg) 紙類(867,206kg) 金属類(11,806kg) びん類(52,639kg)	3,349,488	1,906,102	12	766,214			6	49,918		6	140,867	24	956,999	ア

2 集団回収（助成金等の状況）平成16年度実績

市町村名	補助品目と単価		補助金交付額		実施団体数・回収量(kg)										集団回収における収集から処理に關しての市町村等の關係	
	回収団体	回収業者	回収団体(円)	回収業者(円)	小学校等		町内会・自治会		子ども会		その他		合計			
					団体数	回収量(kg)	団体数	回収量(kg)	団体数	回収量(kg)	団体の種類	団体数	回収量(kg)	団体数		回収量(kg)
浦安市	10円/kg:新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、布類	4円/kg:新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、布類	45,349,300	17,902,800	12	243,270	53	3,557,260	21	614,270	管理組合、寮、非営利団体	13	120,130	99	4,534,930	ア
四街道市	5円/kg:牛乳パック以外の紙類、繊維類、ビン類、金属類 8円/kg:牛乳パック、食用油 33円/kg:ペットボトル	5円/kg:牛乳パック、その他の紙類、繊維類、びん類、金属類 100円/kg:ペットボトル	7,105,900	7,096,810	19	182,152	18	538,729	32	637,135		7	35,193	76	1,393,209	ア
袖ヶ浦市	4円/kg:資源ごみすべて	・子供会等の回収業者へは補助なし。 ・自治会回収業者へは市から委託料を支払っている。	7,414,864	33,075,000	7	399,144	6	30,313	12	84,068	ワークスリサイクル会	1	656,150	26	1,169,675	ア:PTA、子供会、ワークスリサイクル会等。 イ:自治会回収。売却益は市の歳入とし、住民へは助成金で還元。
八街市	5円/kg:新聞、雑誌、ダンボール、古繊維、紙パック、アルミ缶、スチール缶、びん	・活動費補助金として年間70万円 ・その他委託料として5円/kg 但し、スチール缶のみ普通トラック1台(概ね500kg)1往復につき25,000円を支払う	4,966,915	700,000	11	218,589	15	239,498	12	138,232		19	397,064	57	993,383	ウ市に登録した資源回収実施団体(自治会・子供会等)が市が委託している業者(八街市リサイクル事業協同組合)に収集処理を依頼。市は組合に対して委託料及び活動補助金を交付。
印西市	7円/kg:紙類、繊維類、ビン類、金属類、さらに、前年度の回収量と比較して増加した団体へ増加量に対し3円/kg補助	5円/kg:紙類、繊維類、ビン類、金属類	13,594,010	9,315,300	23	799,853	14	275,318	30	384,213	高齢者クラブ他	18	405,639	85	1,865,023	ア
白井市	7円/kg:紙類、布類、ビン類、金属類	5円/kg:紙類、布類 10円/kg:ビン類、金属類	5,001,766	5,229,634	10	238,770	3	58,871	4	125,790		4	212,990	21	636,421	ア
富里市	5円/kg:アルミ缶、ビン、新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック、繊維類	4.5円/kg:アルミ缶、ビン、新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック、繊維類	7,150,080	6,367,734	17	141,875	42	353,843	36	893,177	老人クラブ、婦人会	4	51,607	99	1,440,502	ア
酒々井町	5円/kg:古紙類、ビン類、金属類、古繊維類	5円/kg:古紙類、ビン類、金属類、古繊維類	4,864,420	4,864,420	3	7,680	14	156,337	20	606,819	老人会等	13	202,048	50	972,884	ア
印旛村	7円/kg:新聞、雑誌、ダンボール、ビン、缶、布	3円/kg:新聞、雑誌、ダンボール、ビン、缶、布	1,910,526	811,458	4	148,282	1	17,250	3	100,511	大学生ボランティア	2	6,889	10	272,932	ア
本埜村	7円/kg:紙類、ビン、缶、布	3円/kg:紙類、ビン、缶、布	733,670	314,430	3	97,120	1	7,690					4	104,810	ア	
栄町	9円/kg:紙類、布類、金属類、ビン類	5円/kg:紙類、布類、金属類、ビン類	11,465,208	6,369,560	10	66,387	10	925,218	15	237,373	老人クラブ	4	44,934	39	1,273,912	ア
下総町	2円/kg:雑誌 4円/kg:新聞、ダンボール 5円/kg:古着類	2円/kg:新聞、ダンボール、ふるぎ類 3円/kg:雑誌	538,055	377,750	4	53,039	7	87,220	3	22,728	公共施設	2	6,115	16	169,102	ア
神崎町	5円/kg:紙類、繊維類、金属類、びん類		706,405		2	126,321	1	3,200	2	11,760				5	141,281	ア
大栄町	5円/kg:新聞、雑誌、ウエス、ダンボール、ビン、カン		292,000		5	144,516			1	8,600				6	153,116	ア
小見川町	2円/kg:古紙、雑誌、ダンボール、古布	1円/kg:古紙、雑誌、ダンボール、古布(手数料として)	659,510	278,130	4	282,125			3	47,630				7	329,755	ア
山田町	3円/kg:新聞、雑誌、ダンボール、古布		240,000		3	80,960			1	9,756				4	90,716	ア
栗源町	3円/kg:新聞、雑誌、ダンボール、布類	3円/kg:新聞、雑誌、ダンボール、布類	422,700	462,730	4	141,275	18	37,055						22	178,330	ウ任意団体が収集し、行政が売却。PTAと回収業者のみ補助金交付
多古町	実施なし													0	0	
千潟町	実施なし													0	0	
東庄町	3円/kg:新聞、雑誌、古布		469,699		4	121,550			1	35,017				5	156,567	ア
海上町	実施なし													0	0	
飯岡町	実施なし													0	0	
光町	補助なし				4	1,326					ボランティア団体	1	80	5	1,406	ウ回収団体から依頼があったときのみ町が収集運搬の手配をする
野栄町	5円/kg以内:缶、古紙、布類、上限200,000円(野栄町再生資源回収活動奨励金)		350,000		1	56,250			4	15,990	ゴミゼロ運動(区長、子ども会、老人クラブ)		3,390	5	75,630	※ゴミゼロ運動については補助金は交付しない。
大網白里町	5円/kg:紙類、布類、ビン類 10円/kg:アルミ缶	なし	3,825,685		10	437,879	18	282,483	5	37,920				33	758,282	ア
九十九里町	5円/kg:新聞、雑誌、ダンボール、布類、ビン	なし	456,315		2	20,600			9	70,663				11	91,263	ア
成東町	5円/kg:紙類	なし	1,494,375		19	227,450	34	71,425						53	298,875	ア
山武町	5円/kg:新聞、雑誌、ダンボール、布類、ビン、カン	5円/kg:新聞、雑誌、ダンボール、布類、ビン、カン	1,823,103	1,943,475	4	53,797	29	150,559	14	159,795		1	470	48	364,621	ア
蓮沼村	3円/kg:紙類、繊維類、アルミ類	なし	175,980		1	50,120					社会福祉協議会	1	8,540	2	58,660	ア
松尾町	5円/kg:紙類、繊維類 10円/kg:スチール缶 20円/kg:アルミ缶、ペットボトル、紙パック、白色トレイ		2,149,500		4	103,000	1	5,980	21	274,420				26	383,400	ア
横芝町														0	0	
芝山町	3円/kgの補助		299,307		2	80,939			1	18,830				3	99,769	ア
一宮町	実施なし													0	0	
睦沢町	実施なし													0	0	
長生村	実施なし													0	0	
白子町	実施なし													0	0	

2 集団回収（助成金等の状況） 平成16年度実績

市町村名	補助品目と単価		補助金交付額		実施団体数・回収量(kg)										集団回収における収集から処理に関しての市町村等の関係		
					小学校等		町内会・自治会		子ども会		その他		合計				
	回収団体	回収業者	回収団体(円)	回収業者(円)	団体数	回収量(kg)	団体数	回収量(kg)	団体数	回収量(kg)	団体の種類	団体数	回収量(kg)	団体数		回収量(kg)	
長柄町	実施なし														0	0	
長南町	回収団体に定額支給		200,000		4	13,337									4	13,337	ア
大多喜町	実施なし														0	0	ア
夷隅町	3円/kg：カン、ビン、新聞		151,644												0	30,000	ア
御宿町	3円/kg：カン、ビン、古紙、布、プラスチック (小学校、PTA、、子ども会に対し) 資源回収モデル事業実施団体に対しては、収集量に対する3円/kgの補助でなく、50万円の支給。				1	11,009			2	5,265	資源回収モデル事業実施団体	1	35,069	4	51,343	ア：小学校、PTA、子ども会 ウ：資源回収モデル事業実施団体が収集したものを行政が保管、売却し、団体へ還元する。(当事業費補助として、50万円支給。収集量に対する3円/kgの補助なし)	
大原町	3円/kg：繊維類、雑誌、新聞、ダンボール、ビン、カン、貝類		463,794		3	96,097			19	58,501				22	154,598	ア	
岬町	実施なし														0	0	
富浦町	3円/kg：紙、ダンボール 3円/1本：ビールビン、ジュースビン		108,093		2	36,031								2	36,031	ア	
富山町					3	71,430								3	71,430	ア	
鋸南町	町内3小学校 1校あたり4万円の補助		120,000		3	86,716								3	86,716	ア	
三芳村	3円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、布、カン、ビン	3円/kg：新聞、雑誌、ダンボール 4円/kg：ビン、カン	461,490	361,055	3	153,832								3	153,832	ア	
白浜町	実施なし														0	0	
千倉町	3円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、	5円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、	324,590	499,850	3	56,455	2	26,095	4	25,650	老人会	1	630	10	108,830	ア	
丸山町											町内一斉古紙回収(年3回)		150,120	0	150,120	ウ 町と業者が収集委託契約。売却単価から処理経費を除いたものを町会計へ	
和田町	3円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、缶、ビン、布	5円/kg：新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、ビン、布	714,210	430,940	2	108,212			2	35,449				4	143,661	ア	

※空欄の自治体は集団回収の実施なし。

3 事業系ごみ対策について (平成16年度実績)

市町村名	(1) 多量排出事業者に対する指導						(2) 小規模事業者に対する指導					
	実施の有無	指導の内容				対象事業所数	実施の有無	指導の内容				
		廃棄物管理責任者の選任指導	減量・資源化計画の作成指導	個別指導	その他			廃棄物管理責任者の選任指導	減量・資源化計画の作成指導	広報・パンフレットなどの配布等啓発活動	個別指導	その他
千葉市	有	○	○	○		419	有			○		
銚子市	無						無					
市川市	有	○	○	○		81	有			○	○	床面積等の免除規定あり
船橋市	有		○				有			○		配布状況調査の実施
館山市	有			○			有			○		
木更津市	有		○				無					
松戸市	有	○	○	○		328	有			○	○	
野田市	有	○	○			162	無					
佐原市	有	○	○	○	再利用となる保管場所の設置	5	有			○	○	自己搬入、許可業者委託
茂原市	無						無					
成田市	有	○	○			237	有			○	○	
佐倉市	有		○				無					
東金市	無						無					
八日市場市	無						無					
旭市	無						無					
習志野市	有	○	○	○		53	無			○	○	
柏市	有		○	○		154	無					
勝浦市	有			○			有			○		
市原市	有	○	○	○			有				○	
流山市	有		○				無					
八千代市	有		○				無					
我孫子市	有				ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度		有					ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度
鴨川市	有			○			無					
鎌ヶ谷市	有	○	○			15	無					

市町村名	(1) 多量排出事業者に対する指導						(2) 小規模事業者に対する指導					
	実施の有無	指導の内容				対象事業所数	実施の有無	指導の内容				
		廃棄物管理責任者の選任指導	減量・資源化計画の作成指導	個別指導	その他			廃棄物管理責任者の選任指導	減量・資源化計画の作成指導	広報・パンフレットなどの配布等啓発活動	個別指導	その他
君津市	有	○	○				有			○		
富津市	無						無					
浦安市	有	○	○			40	有			○	○	
四街道市	有			○			有				○	
袖ヶ浦市	有			○			有			○		
八街市	無						無					
印西市	有	○	○			40	有			○	○	
白井市	有	○	○			75	無					
富里市	無						無					
酒々井町	無						無					
印旛村	無						無					
本埜村	有				広報・パンフ等での啓発		有			○		
栄 町	有	○	○				無					
下総町	無						無					
神崎町	無						無					
大栄町	無						無					
小見川町	有				個別に手紙を送付したり、清掃工場の受付にてリサイクル・減量化の協力要請をしている		無					一般家庭と小規模事業者は一緒に収集・搬入するため把握困難
山田町	有			○			無					
栗源町	無						無					
多古町	無						無					
干潟町	無						無					
東庄町	有			○			無					
海上町	無						無					
飯岡町	無						無					
光 町	無						無					

市町村名	(1) 多量排出事業者に対する指導					(2) 小規模事業者に対する指導				
	実施の有無	指導の内容			対象事業所数	実施の有無	指導の内容			その他
		廃棄物管理責任者の選任指導	減量・資源化計画の作成指導	個別指導			その他	廃棄物管理責任者の選任指導	減量・資源化計画の作成指導	
野栄町	無					無				
大網白里町	無					無				
九十九里町	無					無				
成東町	無					無				
山武町	無					無				
蓮沼村	無					無				
松尾町	無					無				
横芝町	無					無				
芝山町	無					無				
一宮町	無					無				
睦沢町	無					無				
長生村	無					無				
白子町	無					無				
長柄町	無					無				
長南町	無					無				
大多喜町	有			○		有				○
夷隅町	有			○		無				
御宿町	有			○	自己搬入及び分別再資源化による減量指導	38	無			
大原町	有				直接搬入を指導	6	無			
岬町										
富浦町	無					無				
富山町	無					無				
鋸南町	無					無				
三芳村	無					無				
白浜町	無					有				清掃センターへ持ち込むよう指導

市町村名	(1) 多量排出事業者に対する指導						(2) 小規模事業者に対する指導					
	実施の有無	指導の内容				対象事業所数	実施の有無	指導の内容				
		廃棄物管理責任者の選任指導	減量・資源化計画の作成指導	個別指導	その他			廃棄物管理責任者の選任指導	減量・資源化計画の作成指導	広報・パンフレットなどの配布等啓発活動	個別指導	その他
千倉町	無						無					
丸山町	無						無					
和田町	無						無					

4. 可燃ごみの有料化の状況 (平成17年9月1日現在)

地域別	定額制 料金徴収	指 定 袋 制		料金徴収、 指定袋共に なし	
		処理料金上乗せ	袋 代 の み		
		有料化あり	有料化なし		
千 葉		八千代市 (24)	千葉市、習志野市、市原市		
東葛飾・ 葛南		野田市 (※)	市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、 柏市	松戸市、 我孫子市、 浦安市、 流山市	
印 旛		栄町 (20)	成田市、佐倉市、四街道市、 八街市、印西市、富里市、 白井市、酒々井町、 印旛村、本埜村		
香 取		下総町 (35)、神崎町 (35)、 大栄町 (35)、栗源町 (35)、 多古町 (40)、小見川町 (30)、 山田町 (30)、東庄町 (30)	佐原市		
海 匝		銚子市 (30)、八日市場市 (40) 旭市 (45)、光町 (40)、 野栄町 (40)			
山 武		九十九里町 (60)、成東町 (40) 山武町 (50)、蓮沼村 (50)、 松尾町 (50)、横芝町 (50)、 芝山町 (50)	東金市、大網白里町		
長 生		一宮町 (62)、睦沢町 (62)、 長生村 (62)、白子町 (62)、 長柄町 (62)、長南町 (62)	茂原市		
夷 隅	御宿町	大多喜町 (50)、岬町 (50)、 夷隅町 (50)、大原町 (50)	勝浦市		
安 房	富浦町、富山町、 鋸南町、三芳村、 千倉町、和田町	館山市 (30)、鴨川市 (50)、 丸山町 (30)、白浜町 (36)			
君 津		富津市 (10)、君津市 (※)、 木更津市 (45)、袖ヶ浦市 (16)			
合計 (市町村 数)	6 町1村	1 1 市 2 8 町 2 村	1 8 市 2 町 2 村	4 市	
		4 8 市町村 (1 1 市 3 4 町 3 村)	2 6 市町村 (2 2 市 2 町 2 村)		

(注)

()内は、上乗せ料金、単位：円。

(※)の野田市、君津市は、指定袋について一定数までは、無料、超過分が有料。

野田市＝年間130枚の指定ごみ袋引換券を各家庭に配布し、超過した場合1枚170円で購入してもらう。

君津市＝市が予め各世帯に無料で指定袋を配布（可燃ごみ用90枚、不燃ごみ用20枚）超過した場合1枚180円で購入してもらう。

【定額制を行っている町村の料金】

御宿町＝1ヶ月200円 富浦町＝人頭割（9人以上）1ヶ月1,050円、

富山町＝人頭制月額：1人500円・2人600円・3～5人800円、6～8人900円、9人～1,000円、

鋸南町＝富山町と同じ、三芳村＝富山町と同じ、千倉町＝3人以下260円、4人以上310円、

和田町＝人頭制月額1人150円、2～3人200円、4～5人220円、6人以上250円

6 ポイ捨て禁止条例等の制定状況 (平成17年4月1日現在)

条例を制定している自治体の数：45 (28市17町村)

市町村名	条例等				
	名称	内容	制定日	施行時期	罰則の有無と内容
千葉市	千葉市空き缶等の散乱の防止に関する条例	空き缶等の散乱防止 都市環境の美化推進	平成10年3月23日	平成10年5月30日	2万円以下の罰金
銚子市					
市川市	市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例	路上禁煙地区での喫煙や、吸い殻、空き缶等の投棄の禁止 (第7条)	平成15年9月22日	平成16年4月1日	路上禁煙地区での喫煙者に1万円以下の過料 (当面は2,000円) 措置命令、公表
船橋市	船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	ポイ捨て及び路上喫煙を禁止し、重点区域内での違反者に過料を科す	平成16年3月31日	平成16年10月1日	重点区域内での違反者に2万円以下の過料を科す
館山市	館山市まちをきれいにする条例	市、事業者、市民の責務を明記	平成10年3月31日	平成10年7月1日	無
木更津市	木更津市空き缶等及び吸殻等の散乱の防止等に関する条例	市、事業者、市民等の責務を明らかにし、ポイ捨て禁止、自動販売機による販売に係る届出その他必要な事項を決める	平成8年3月29日 平成13年9月27日 改正	平成8年10月1日	違反内容により 15,000~50,000 の罰金
松戸市	松戸市安全で快適なまちづくり条例	ポイ捨て、落書き、犬猫のフンの放置、置き看板等を道路に置く行為、指定場所以外での喫煙 (重点推進地区) の防止	平成15年12月19日	平成16年4月1日	1万円以下の過料 (当面2,000円)
野田市	野田市環境美化条例	事業者、市民等、及び市が一体となり空き缶、吸殻等の生活環境を損ねるものの散乱防止に努める	平成9年3月31日	平成9年5月1日	無
佐原市					
茂原市	茂原市ポイ捨て防止条例	空き缶及び吸殻等のポイ捨て並びに飼い犬のふんの放置防止について、必要な事項を定めることにより清潔で美しいまちづくりの推進を図ることを目的	平成12年6月29日	平成13年1月1日	2万円以下の罰金
成田市	成田市空き缶等及び吸殻等の散乱の防止に関する条例	・市民、来訪者に対しポイ捨て行為を禁止する ・事業者は市の散乱防止施策に協力する ・土地占有者に対する環境保全の徹底	平成8年12月27日	平成9年4月1日	・ポイ捨て行為に対し、2万円以下の罰金 ・空き缶等回収容器設置管理義務違反に対し5万円以下の罰金
佐倉市	佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・土地、建物の清潔保持 ・公共の場所を汚すことの廃止 ・空き容器等の散乱防止		H10.4	改善勧告と公表
	佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例	・一般廃棄物のポイ捨ての禁止	平成15年3月24日	平成15年10月1日	(ポイ捨てに関しては) 罰則なし
東金市	東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	・市民の責務としてごみの適正な処理に努めるよう求める ・不法投棄に対し、報告を求め、撤去等の必要な指導をする。	平成12年12月27日	平成13年4月1日	虚偽の報告、命令違反をした者に罰金を課す
八日市場市	八日市場市まちをきれいにする条例	空き缶、吸殻等の投棄禁止	平成13年3月19日	平成13年10月1日	罰則あり
旭市					
習志野市	習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例	市民、喫煙者、飼い主等の責任の明示、環境美化推進員制度、「きれいなまちづくりの日」の設置	平成14年12月27日	平成15年4月1日	無
柏市	柏市ほい捨て等防止条例	ほい捨て、路上喫煙、違反ごみ出しを禁止し、市民や事業者の責務等を定めている。なお、柏市周辺に指定する禁煙等強化区域内において条例に違反した者に対しては、過料に処する (H17.10~) こととしている。	平成9年3月28日	平成9年7月1日施行 平成16年12月15日改正	・ほい捨て、違反ごみ出し→勧告→公表 ・強化区域内でのほい捨て、路上喫煙→過料 (1万円以下)
勝浦市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	空き缶等の投棄行為等及び自動車等の放置行為の禁止等、ごみ集積所の清潔の保持等	平成14年9月26日	平成15年4月1日	・報告の怠り、虚偽の報告をした者は、5万円以下の過料 ・命令違反をした者は50万円以下の罰金
市原市	市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例	カン・ビン・ペットボトル・その他の容器・たばこの吸殻・ガム・紙くず等を捨てる行為及び飼い犬が排出したふんを放置する行為を防止するため、市・市民・事業者の責務を定めた	平成9年3月18日	平成9年10月1日	2万円以下の罰金
流山市	流山市ポイ捨て防止条例	・市、事業者、市民、土地の所有者が一体となり、空き缶ポイ捨て防止する ・市内環境美化推進	平成14年6月28日	平成14年10月1日	勧告することができる (9条)
八千代市	八千代市ポイ捨て防止に関する条例	・環境美化に対する意識啓発 ・ポイ捨て防止	平成10年3月25日	平成10年7月1日	環境美化重点区域内においては、20,000円以下の罰金
我孫子市	我孫子市さわやかな環境づくり条例	・空き缶等ポイ捨て防止 (H16.12.28改正) ・市内環境美化推進	平成9年6月26日 改正：H12.12、 H13.6、,H16.12	平成10年1月1日	2万円以下の過料
鴨川市	まちをきれいにする条例	廃棄物散乱防止 市内環境美化推進	平成17年2月11日	平成17年2月11日	・自販機に回収容器を設置しないと き等…5万円以下 ・回収容器を設置等の届出をしな かった場合…3万円以下 ・美化重点地域内等でごみを投棄し た者等…2万円以下
鎌ヶ谷市					
君津市	君津市まちをきれいにする条例	・空き缶等及び吸殻等の散乱防止 ・環境美化促進 ・市、市民、事業者、及び土地所有者等の責務を明らかにする	平成9年3月31日	平成9年10月1日	・回収容器の設置義務を怠り、改善 勧告に従わない者…5万円以下 ・空き缶、吸殻等みだりに捨てた者 …2万円以下
富津市	富津市まちをきれいにする条例	・空き缶等及び吸殻等の散乱防止 ・環境美化促進 ・市、市民、事業者、及び土地所有者等の責務を明らかにする	平成9年3月27日	平成9年10月1日	・回収容器の設置適正管理命令違反 …5万円以下 ・空き缶等をポイ捨てした場合、立 入検査拒否…2万円以下
浦安市	浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例	・空き缶等及び吸殻等の散乱防止 ・飼い犬のふん放置防止 ・環境美化促進	平成9年3月31日	平成9年10月1日	無

市町村名	条例等				
	名称	内容	制定日	施行時期	罰則の有無と内容
四街道市	まちをきれいにする条例	・空き缶等及び吸殻等の散乱防止 ・飼い犬のふん放置防止 ・アイドリングストップ ・環境美化促進	平成11年3月30日	平成11年11月1日	・放置自動車撤去命令違反…20万円以下 ・回収容器の設置命令違反…5万円以下 ・ごみのポイ捨て、飼い犬のふん放置違反…2万円以下
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市まちをきれいにする条例	・ポイ捨て等の防止に関し、市、市民、事業者等の責務 ・環境美化推進員を選任し、パトロール強化	平成9年3月28日	平成9年10月1日	・自動販売業者への勧告命令違反…5万円以下 ・空き缶、吸殻等みだりに投棄した者…2万円以下
八街市	八街市さわやかな環境づくり条例	さわやかな居住環境の確保を目的として、市、市民、事業者、及び土地所有者等の責務を明らかにする	平成10年6月29日	平成10年11月1日	2万円以下の罰金
印西市					
白井市	白井市まちをきれいにする条例	ポイ捨て、落書き、犬ふん放置の防止	平成14年9月24日	平成15年4月1日	3万円以下の過料
富里市	富里市ポイ捨て防止条例	市民、事業者、市が一体となって、清潔で美しいまちづくりに努める	平成12年3月27日	平成12年9月9日	無
酒々井町					
印旛村	印旛村環境美化推進に関する条例	村、事業者、住民等及び土地所有者が一体となって空き缶等の散乱を防止する	平成12年9月13日	H12.9	25万円以下の罰金
本埜村					
栄町					
下総町					
神崎町	神崎町ポイ捨て防止条例	空き缶等のポイ捨て禁止	平成13年12月18日	H14.3	2万円以下の罰金
大栄町					
小見川町					
山田町	山田町環境美化条例	空き缶等の散乱防止	平成14年6月26日	平成14年10月1日	無
栗源町					
多古町	多古町空き缶等の散乱防止に関する条例	空き缶等の散乱防止、地域環境美化促進及び保護	平成12年12月20日	平成13年4月1日	無
干潟町					
東庄町	東庄町空き缶等の散乱防止に関する条例	町や町民等が地域環境美化、清掃活動に協力する	平成10年3月12日	平成10年7月1日	無
海上町					
飯岡町					
光町					
野栄町					
大網白里町					
九十九里町					
成東町	成東町環境美化の推進に関する条例	ポイ捨ての禁止、空き缶等の散乱防止、占有地の適正管理	平成10年3月23日	平成10年10月1日	届出義務違反、立入検査拒否…2万円以下 措置命令違反…5万円以下
山武町	山武町環境美化推進に関する条例	ポイ捨て禁止	平成9年9月12日	平成10年1月	5万円以下の罰金
蓮沼村					
松尾町					
横芝町					
芝山町	芝山町をきれいにする条例	空き缶散乱防止 地域環境美化促進	平成13年6月18日	平成13年10月	勧告命令に違反…30万円以下
一宮町					
睦沢町	睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例	ポイ捨て禁止	平成10年6月26日	平成10年10月1日	2万円以下の罰金
長生村					
白子町	白子町環境美化推進に関する条例	空き缶等の散乱防止、空き地に放置された雑草等の除去	平成8年6月14日	平成8年10月1日	無
長柄町					
長南町					
大多喜町					
夷隅町					
御宿町	御宿町のきれいな海滨環境を守る条例	空き缶散乱防止、犬ふん放置防止、清掃活動充実化	平成6年9月27日	平成7年4月1日	勧告→命令→それでも違反した場合に3万円以下の罰金
大原町	大原町環境保全条例	空き缶投げ捨て禁止		H13.7	5万円以下の罰金
岬町					
富浦町					
富山町	富山町環境美化推進に関する条例	ポイ捨て禁止	平成9年6月16日	平成10年1月1日	無
鋸南町	鋸南町環境美化推進に関する条例	ポイ捨て禁止	平成6年12月8日	平成7年4月1日	5万円以下の罰金
三芳村					
白浜町	白浜町環境美化推進に関する条例	ポイ捨て禁止	平成10年3月10日	H10.7	無
千倉町	千倉町空き缶等の散乱防止に関する条例	ポイ捨て禁止	平成6年8月20日	H6.10	無
丸山町	丸山町環境美化推進に関する条例	ポイ捨て禁止	平成9年7月1日	H9.10	無
和田町					

7 放置自動車対策条例等の制定状況

H18.1月現在

放置自動車は交通の安全に支障をきたしたり、ごみの不法投棄の原因になったりします。

そこで、放置自動車対策として条例を制定している自治体もありますが、それでも車の所有者調査や、車両の状態から「廃棄物」と認定され、撤去・処理するまでに時間がかかります。また、所有者が判明すれば、市町村の判断で撤去することができず、長期にわたり自動車が放置されてしまうという問題を抱えています。

このような中、市原市では、放置自動車を「廃棄物」でなく自動車リサイクル法で再資源化が義務付けられた「使用済み自動車」とみなすよう条例を改正し、最短で10日、遅くとも1ヶ月で撤去することが可能となりました。

市町村名	放置自動車防止に対する条例又は要綱		
	条例・要綱名	施行	罰則
千葉市	千葉市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H8.4.1	有
銚子市	放置自動車処理要綱	H6.1.1	無
船橋市	路上放置車両処理事務取り扱い要綱 (交通安全課)	H5.10.1	無
松戸市	松戸市自動車等の違法駐車及び放置の防止に関する条例	H9.4.1	有
成田市	成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H12.7.1	有
東金市	東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例(第23条～第43条)	H13.4.1	有
八日市場市	八日市場市放置自動車処理要綱	H14.4.1	無
勝浦市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例 (第23条～第43条)	H15.4.1	
市原市	市原市放置自動車の処理に関する条例	H5.10.1制定 H17.12.19改正 H18.1.1施行	無
君津市	君津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例		有
富津市	富津市路上放置自動車の処理要領	H5.4.1	無
四街道市	まちをきれいにする条例(第14条～第27条)	H11.11.1	有
袖ヶ浦市	路上放置自動車(自動二輪車及び原付自転車を 含む)の処理要領	H4.4.1	無
大栄町	大栄町環境条例(第28条～41条)	H16.1.1	無

8 各市町村の不法投棄対策 (平成16年度実績)

市町村名	不法投棄禁止対策										不法投棄対策に係る条例や要綱等		
	(ア) 個別指導	(イ) パトロール (具体的な方策)	(ウ) 郵便局等との見回り協力制度	(エ) 監視カメラの設置	(オ) 看板・柵の設置	(カ) 周辺美化運動 (捨てづ)	(キ) 広報など啓発事業	(ク) その他	トピックス	条例名	内容	施行日	
千葉市		・直営によるパトロール (随時) ・民間委託による監視業務	○	○	○			郵便局との覚書による不法投棄情報の把握	千葉県では、不法投棄監視体制の強化及び地域の美化と環境保全を目的として、市内の7集配郵便局と覚書を結び、不法投棄情報の提供を受けることとしました。(平成16年12月1日施行)				
銚子市		警察官OB採用による監視		○	○			監視カメラの設置 不法投棄監視員	銚子市では、不法投棄現場及び不法投棄の恐れのある場所を警戒するため監視カメラを設置し、抑止効果を図っています。 銚子市では、廃棄物の不法投棄の早期発見、早期対応のために監視員を置き監視を強化しています。	銚子市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄の未然防止	H2. 10. 1	
市川市				○	○		○	廃棄物不法投棄監視カメラ設置	市川市では、市内の不法投棄多発箇所に監視カメラを設置し、不法投棄の防止を図っています。	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	第38条 (投棄の禁止等) 何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない	H5. 7. 1	
船橋市		○	○	○	○								
館山市		警察と連携	○	○	○	○				館山市不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄等を監視し、市へ通報する	H10. 4. 1	
木更津市		・日中自動車により不定期巡回。 ・不法投棄監視員による巡回	○ 農協との協力		○	○	○		木更津市では農業協同組合と廃棄物不法投棄等の情報提供事業に関する覚書を平成12年に調印しました。	木更津市不法投棄監視員制度設置要綱	任期2年、15名を委嘱し、不法投棄の早期発見、未然防止を行う	H2. 9. 27	
松戸市		市・警察・松戸市清掃事業協同組合で協定を結び、組合が週に5日夜間8時間市内全域をパトロールする			○		○						
野田市		・廃棄物減量等推進員によるパトロール ・委託業者によるパトロール			○	○	○						
佐原市		○	○	○	○					佐原市廃棄物不法投棄等監視員設置要綱	廃棄物の不法投棄等を未然に防止し、快適な生活環境の保全を図る	H16. 4. 1	
茂原市		○ 月1回夜間パトロール	○	○	○	○		郵便局との契約 茂原市不法投棄監視員制度	茂原市では、郵便局の外務職員による不法投棄の未然防止や情報提供を行っています。 茂原市では、市内全地区に2～3人づつ、全体で20名の監視員を置き、産業廃棄物等の不法投棄の未然防止や啓発を努めています。	茂原市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄の現状を的確に把握するため不法投棄監視員を設置することにより廃棄物の不法投棄等を未然に防止し、快適な生活環境を確保する	H2. 10. 1	
成田市		・平日は職員が市内を巡視 ・夜間は民間委託による巡視	○	○	○		○	廃棄物不法投棄対策事業	成田市では、不法投棄に対する監視体制として日中のパトロールは、市の職員と各地区の不法投棄監視員により対応し、夜間においては民間の警備会社に委託しています。また、16年度より監視カメラを設置し、不法投棄の未然防止に努めています。	成田市廃棄物不法投棄監視員設置規則	不法投棄の防止を目的とした監視員の設置、活動内容を定めている	H3. 1. 1	
佐倉市		○	○	○	○								
東金市		○ 警察、県、近隣市町村と連携	市内10事業所と不法投棄監視通報ネットワークを形成		○	○	○	不法投棄監視員 監視カメラの設置	東金市では、市内各地区において1～5名の監視員により、不法投棄を防止し、快適な生活環境の保全を図るための監視活動を行っています。 東金市では、市内9ヶ所に監視カメラを設置し、定点監視することにより不法投棄を抑止しています。	①東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例 ②東金市不法投棄監視員設置要綱	①投棄行為の禁止、自動車放置の禁止 ②不法投棄未然防止	①H13. 4. 1 ②H6. 3. 30	
八日市場市					○								
旭市		○			○		○						
習志野市		○			○		○						
柏市		○ 警察と連携			○	○							
勝浦市		○ 週2回職員によるパトロール ・年52回、民間会社にパトロールを委託	○		○		○	勝浦市不法投棄監視員制度	勝浦市では、廃棄物や残土等の不法投棄防止及び早期発見のため、市民12名に委嘱をし、監視活動を実施しています。				

市町村名	不法投棄禁止対策										不法投棄対策に係る条例や要綱等		
	(ア) 個別指導	(イ) パトロール (具体的方策)	(ウ) 郵便局等との見回り協力制度	(エ) 監視カメラの設置	(オ) 看板・柵の設置	(カ) 周辺美化運動 (捨てづらい環境の整備)	(キ) 広報など啓発事業	(ク) その他	トピックス	条例名	内容	施行日	
市原市	○	・夜間・休日パトロール150日1200時間 ・24時間専用回線「ストップコール」の設置、監視体制の強化	郵便協及び新聞販売店組合、タクシー協会と不法投棄通報の協定を締結	○	○	○	○	○	公衆による不法投棄監視員 市原市では、廃棄物の不法投棄を防止するため、市内7地域において不法投棄監視員を公募し、活動しています。 郵政公社との契約 市原市では、郵政公社の外務員により、不法投棄の情報提供を行ってもらっています。 タクシー会社及び新聞販売店との協定 市原市では、深夜及び早朝において、タクシー運転手や新聞配達員により、不法投棄の情報提供を行ってもらっています。 監視カメラの設置 市原市では、定点監視により抑止効果を狙うため、不法投棄の多発地点に監視カメラを設置しています。 粗大ごみの不法投棄の監視、回収事業 市原市では、不法投棄の監視と投棄された粗大ごみ等の回収を行っています。 不法投棄住民監視活動事業費補助金交付制度 市原市では、地域住民からなる団体自らが行う、不法投棄の監視活動に対する補助金制度があります。 郵便局との覚書による解体工事情報の把握 市原市は、市内5つの郵便局と覚書を結び、建築物の解体工事の情報提供を受けることとなりました。建築リサイクル法の無届けの解体工事は不法投棄につながるおそれが高い反面、無届け解体工事の情報は収集しづらいため、集配業務に従事する郵便局員から情報提供の協力を得ることとしたものです。	市原市廃棄物不法投棄住民監視活動事業補助金交付要綱	不法投棄の監視活動に対する交付金の規定等	H13.10.1	
流山市	○	委託による不法投棄パトロール及び撤去回収業務8:30~15:30			○	○	○						
八千代市		・緊急雇用対策による委託パトロール ・6月の環境月間、年末警戒パトロール							八千代市不法投棄連絡員制度 八千代市では、地域の環境に関心のある20歳以上の市民から「八千代市不法投棄連絡員」を公募し、1. 地域内における廃棄物等の不法投棄等を市に通報すること、2. その他、市が実施する不法投棄等の防止施策に協力すること、を目的に活動して頂いています。 廃棄物不法投棄情報の提供者に報償金 八千代市は、「八千代市不法投棄防止条例」に基づき、廃棄物の不法投棄を通報した情報提供者に報償金を支給（不法投棄を行った者が判明したとき、など報償条件あり）し、摘発等に役立てています。 不法投棄の監視 八千代市では、ごみの不法投棄対策の一環として、地元のCATV局の協力を受け、不法投棄情報の提供を盛り込んだ協定を締結しました。CATV局社員が取材・収録などの営業活動で八千代市内を巡回中に不法投棄の現場を発見した場合は、日時や場所、ごみの量や種類などの詳細情報を速やかに八千代市経済環境部まで通報する協定となっています。	八千代市不法投棄防止条例	環境日会に対する意識啓発、不法投棄防止	H14.10	
我孫子市		・担当職員において夜間パトロールを実施 (18:00~23:00,主に年末)				○		○	○	我孫子市では、50人の不法投棄監視員を市内に置いてあります。	我孫子市不法投棄監視員制度設置要綱	地域内における不法投棄の監視、通報	H7.8.1
鴨川市	○	・不法投棄監視員を設置しパトロール活動を実施				○		○		鴨川市では、市内各地区1名づつの監視員からの定期的な巡回、報告により、不法投棄の把握と防止に努めています。	鴨川市不法投棄監視員制度に関する規則	廃棄物の不法投棄等を未然に防止し、快適な生活環境の保全を図る	H17.2.11
鎌ヶ谷市	○	環境美化指導員によるパトロール、通報体制の整備				○		○			鴨川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(第39条投棄の禁止)		H6.4.1
君津市	○	平日昼間不法投棄監視員によるパトロール	○			○				市内の郵便局と「安心ネットワーク事業」の基本協定を締結し、各郵便局から不法投棄に関する情報の提供を依頼しています。	君津市不法投棄監視員設置要綱	君津市不法投棄監視員の定数・職務等について定めている	H2.10.1 H16.4.1(改正)
富津市						○				まちを美しくする会 富津市では、住民による地域環境美化活動を実施しています。10月と3月に一斉清掃、2月に駅や学校などの植栽事業、不法投棄防止看板の設置を行っています。	富津市不法投棄監視員制度設置要綱	市内の各地域における廃棄物等の現状を的確に把握するため	H12.4.1
浦安市	○	○				○							
四街道市						○		○					
袖ヶ浦市						○		○					
八街市	○	○				○		○					
印西市	○	市職員、不法投棄監視員、民間警備会社によるパトロール				○		○	○				
白井市		民間警備会社に委託し、早朝、夜間パトロール				○		○	○	白井市では、廃棄物野焼き・投棄・堆積追放対策会議を設置し、市内における廃棄物の野焼き行為、投棄行為及び堆積行為の追放と、良好な環境の維持を図っています。	白井市生活環境指導員の設置等に関する要綱	棄物の排出方法及び不法投棄の現状を的確に把握するため	H4.3.31

市町村名	不法投棄禁止対策										不法投棄対策に係る条例や要綱等		
	(ア) 個別指導	(イ) パトロール (具体的方策)	(ウ) 郵便局等との見回り協力制度	(エ) 監視カメラの設置	(オ) 看板・標の設置	(カ) 周辺美化運動(捨てづらい環境の整備)	(キ) 広報など啓発事業	(ク) その他	トピックス	条例名	内容	施行日	
富里市	○	・不法投棄監視員 9名を委嘱 ・職員によるパトロール	○		○			○	不法投棄監視員設置 富里市では、不法投棄監視員を設置していません。市内における廃棄物等の不法投棄などの現状を的確に把握し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資するようにしています。 廃棄物等の不法投棄を発見した場合、場所や不法投棄物を市環境課に報告することを、富里郵便局と平成15年4月23日付けで契約しました。(無償契約)	富里市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄等の現状を的確に把握するため不法投棄監視員を設置し、不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する	H2. 10. 6	
酒々井町	○		○		○			○					
印旛村		○	○							印旛村環境監視指導員制度設置要綱	指導員を設置することにより不法投棄を未然に防止する	H4. 10. 1	
本埜村													
栄 町	○	町による夜間パトロール(定期的)	○ 郵便局、新聞配達店、牛乳配達店との協力体制		○			○					
下総町	○	町不法投棄監視員と合同でパトロール	○		○			○					
神崎町					○								
大栄町		○	○	○	○			○	大栄町不法投棄監視員設置条例	不法投棄を未然に防止	H11. 3. 25		
小見川町					○								
山田町					○				山田町不法投棄監視員設置要綱	不法投棄を未然に防ぐ	H2. 12. 1		
栗源町	○	職員・不法投棄監視員によるパトロール			○				栗源町不法投棄監視員	栗源町では、廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資するようにしています。			
多古町	○	職員及び不法投棄監視員が常時監視			○				多古町不法投棄監視員設置	多古町では、町内における不法投棄等の状況を的確に把握するとともに、災害の発生及び不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境を保全するために、不法投棄監視委員を設置しています。	多古町不法投棄監視員設置要綱	不法投棄を未然に防ぐ	H3. 1. 10
干潟町	○												
東庄町	○	○ 監視員及び業者によるパトロール			○			○	不法投棄監視員設置	東庄町では、町内における廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的として不法投棄監視員を設置しています。	①東庄町不法投棄監視員設置要綱 ②東庄町不法投棄廃棄物処理費補助金交付要綱	①H3. 61 ②H17. 8. 5	
海上町	○												
飯岡町													
光 町		町で毎月1回、その他監視員が不定期に巡回			○	○	○						
野栄町		不法投棄を発見した場合、ごみの中を確認し、判明できそうな場合は警察生活安全課へ報告・摘発へ	○		○				野栄町不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄を未然に防ぐ	H4. 3. 19		
大網白里町	○	○			○			○	大網白里町廃棄物等不法投棄監視員設置要綱	不法投棄及び野焼きの現状を把握。未然防止	H3. 4. 26		
九十九里町		夜間パトロール			○			○					
成東町		夜間パトロール (東上総県民センター山武事務所及び近隣町村合同)			○			○	成東町環境監視員の設置に関する規則	不法投棄の監視	H17. 3. 30		
山武町	○	日中はシルバー人材センターに委託し、清掃とパトロールを行っている。	○	○	○	○	○						

市町村名	不法投棄禁止対策										不法投棄対策に係る条例や要綱等		
	(ア) 個別指導	(イ) パトロール (具体的方策)	(ウ) 郵便局等との見回り協力制度	(エ) 監視カメラの設置	(オ) 看板・柵の設置	(カ) 周辺美化運動(捨てづらい環境の整備)	(キ) 広報など啓発事業	(ク) その他	トピックス	条例名	内容	施行日	
蓮沼村		月1回、東上総県民センター山武事務所と連携によるパトロール。週1回程度、不法投棄監視員によるパトロール			○		○	○		蓮沼村不法投棄監視員制度設置要綱	地域内における定期的パトロール	H3. 3. 19	
松尾町					○								
横芝町					○								
芝山町													
一宮町													
睦沢町													
長生村	○				○								
白子町	○	地元自治会及び警察と連携				○		○					
長柄町									長柄町不法投棄監視員等設置に関する要綱	不法投棄の未然防止		H13. 10. 1	
長南町		○			○		○						
大多喜町		○	○		○		○		大多喜町不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄の未然防止		H3. 10. 1	
夷隅町		県、関係市町、警察と連携						○					
御宿町	○	○	○		○								
大原町		警察と連携			○								
岬町													
富浦町					○		○						
富山町		不法投棄監視員(4名)と町職員による定期的な町内の巡回・清掃			○	○			①富山町環境美化推進に関する条例 ②富山町不法投棄監視員設置要綱	①ポイ捨て防止 ②不法投棄を未然に防止		①H10. 1. 1 ②H3. 10. 1	
鋸南町		不法投棄監視員(8名)による定期的な町内の巡回・清掃			○	○			①鋸南町環境美化推進に関する条例 ②鋸南町不法投棄監視員設置要綱	①空き缶等散乱防止 ②不法投棄を未然に防止		①H7. 4. 1 ②H4. 4. 1	
三芳村		○											
白浜町					○		○						
千倉町	○	月2から3回定期的にパトロールし、散乱ごみ、不法投棄物の回収、清掃を行う。又は警察へ通知			○		○						
丸山町													
和田町	○	不法投棄監視員によるパトロール			○	○	○	和田町不法投棄監視員設置	和田町では、町内の各地域における廃棄物の不法投棄の現状を的確に把握するため、16名の監視員を設置しています。災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄を未然に防止し町民の快適な生活環境の保全に資するようしています。				
(参考) 千葉県(産廃)	「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」による監視指導体制の強化	千葉県では、県内で、法律上許可が不要な小型焼却炉を設置し、他社で発生した廃棄物を自社物処分物と称して受け入れ、その不適正管理により火事を発生させるケースが多発していることから、廃棄物処理法で規制対象外となっている不適正事例にも網を掛け、産廃不法投棄への対策を強化する「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」を制定し、小型焼却炉、積み替え保管施設を許可制にするなどにより、監視指導体制を強化しています。	千葉県では、県内で、法律上許可が不要な小型焼却炉を設置し、他社で発生した廃棄物を自社物処分物と称して受け入れ、その不適正管理により火事を発生させるケースが多発していることから、廃棄物処理法で規制対象外となっている不適正事例にも網を掛け、産廃不法投棄への対策を強化する「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」を制定し、小型焼却炉、積み替え保管施設を許可制にするなどにより、監視指導体制を強化しています。	産業廃棄物の不法投棄の防止及び残土処理の適正化を推進するためには、地域住民からの通報等に即時に対応し、現場封鎖や証拠収集等に結びつく初期対応が大きな役割を担っています。しかし、そういった現場への立入検査権は、法律等に基づき県職員に付与されており、市町村職員には認められていないのが現状です。このような状況を解消するため、市町村の職員を県職員として併任することで、現場の地形や土地利用を熟知している市町村職員による立入検査を可能としました。これによって、初期段階において、より迅速で効果的な対策が講じられ、不法投棄の撲滅や残土処理の適正化への大きな効果が期待されています。	環境生活部では、悪質巧妙化する産業廃棄物の不法投棄に対し、監視指導体制の一層の強化を図るため、監視指導室の監視活動業務を、広域的な監視パトロール活動に重点を置き、24時間体制監視活動を通じて不法投棄の未然防止の徹底を図っています。また、24時間体制の監視活動を補完するために、民間警備会社の委託監視も積極的に活用しています。同時に、不法投棄の未然防止を図る市町村に対し、補助事業により経費の一部を助成しています。								

10 廃棄物(資源物・集団回収も含む)の抜き取り行為について (平成16年度)

市町村名	抜取り行為 判明件数	抜き取られた 品目	対策	抜き取り禁止項目を含む条例について				
				条例 の有無	条例名	制定日 (改正日)	罰則の 有無	罰則の内容
千葉市	不明	アルミ缶	・抜取り者に対し注意 (集団回収の場合) 市民が抜取り業者を発見した場合は、危険防止のため直接声はかけず、車のナンバーなどを控え、千葉市再資源化事業協同組合に連絡するよう案内。同組合は、回収問屋に対し、抜取り業者からの買取を控えるよう連絡する。	無				
銚子市	不明	カン、新聞	住民からの情報収集とパトロール	有	銚子市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H16.6.30	無	
市川市	不明	不明	持ち去り禁止「旗」「プレート」の貸与	有	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	H16.4.1(条例) H16.9.27(施行規則)	有	5万円以下の過料
船橋市	33	新聞、雑誌 ダンボール	・ステーションへの周知貼紙 ・自治会への回覧 ・回収業者によるパトロール	無				
館山市	無			無				
木更津市	無			無				
松戸市	39 (電話での 通報件数)	新聞、ダンボール ビン、カン その他金属	・集団回収集分について、所有権が町会等集団回収実施団体に属することを明記したシールを添付し、抜き取り行為を未然に防いだ。 ・町会等への周知	有	松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H17.4.1	有	5万円以下の過料
野田市	無			無				
佐原市	無			無				
茂原市				無				
成田市				無				
佐倉市	無	(判明しないだけで、潜在的な案件はあるものと認識している)		無				
東金市	不明	不明		無				
八日市場市				無				
旭市	多数	新聞 雑誌	回収業者に対し抜き取らないよう指導	検討中				
習志野市				無				
柏市		新聞、雑誌、 古紙類、 ダンボール、 自転車、	ステーションへの警告表示	有	柏市廃棄物処理清掃条例(改正)	H17.3.28(改正) H17.7.1(施行)	有	20万円以下の罰金
勝浦市								
市原市	不明	新聞 カン	抜き取り禁止のステッカーを作成し、ごみステーションへ貼った	無				
流山市	無			無				
八千代市	不明	アルミ缶	パトロールを行い、個別指導	検討中				
我孫子市	44	新聞 雑誌	・持ち去り禁止看板の配布 ・早朝等に巡回パトロール ・持ち去り車両番号を陸運局で調べ確認、指導 ・持ち去り現場を押さえた際は積荷を降ろさせ厳重注意又は始末書を取る(3件) ・悪質な場合は警察へ通報(今回事例はない)	有	廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	H17.3.30(改正)	有	20万円以下の罰金
鴨川市	不明			無				
鎌ヶ谷市	2	新聞 カン	抜き取りが頻発している地区について警察によるパトロールを依頼し、職務質問を行ってもらう。	無				

市町村名	抜取行為 判明件数	抜き取られた 品目	対策	抜き取り禁止項目を含む条例について				
				条例 の有無	条例名	制定日 (改正日)	罰則の 有無	罰則の内容
君津市	無			無				
富津市				無				
浦安市	不明	新聞 カン	市内パトロールの実施	無				
四街道市	4	アルミ缶 新聞	・パトロールの実施 ・「資源物持ち去り禁止シール」を貼り、抜取防止に努めた。	有	四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H17. 4. 1	無	
袖ヶ浦市	無			無				
八街市	無			無				
印西市	6	新聞	市職員によるパトロールの実施。	有	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H16. 12. 21 (改正)	無	
白井市	無			無				
富里市	無			無				
酒々井町	無			無				
印旛村	無			無				
本埜村	無			無				
栄町	無			無				
下総町	無			無				
神崎町	無			無				
大栄町	無			無				
小見川町	無			無				
山田町	無			無				
栗源町	無			無				
多古町	無			無				
千潟町	無			無				
東庄町	無			無				
海上町	無			無				
飯岡町	2	新聞	回収業者に対し抜き取らないよう指導	無				
光町	無			無				
野栄町	無			無				
大網白里町	無			無				
九十九里町	無			無				
成東町	無			無				
山武町	1	布類	各地区にて対応 (集積に施設など)	無				
蓮沼村	1	カン、びん	指導	無				
松尾町	無			無				
横芝町	無			無				
芝山町	無			無				
一宮町	無			無				
睦沢町	無			無				
長生村	無			無				
白子町	無			無				
長柄町	無			無				
長南町	無			無				
大多喜町	無			無				
夷隅町	無			無				
御宿町	無			無				
大原町	無			無				
岬町	無			無				
富浦町	無			無				
富山町	無			無				
鋸南町	無			無				
三芳村	無			無				
白浜町	無			無				
千倉町	無			無				
丸山町	無			無				
和田町	無			無				

1.1 スプレー缶等が原因とみられる発火・爆発事故について

スプレー缶等が原因とみられる発火や爆発事故が増加しています。
 場合によっては人命にも関わる重大な問題です。
 排出者のマナーの改善や、収集・処理方法の検討などの対策が必要です。

(平成16年度実績)

市町村・ 一部事務組合名	内容	件数
千葉市	不燃・有害ごみ 収集車で火災 (スプレー缶が原因と思われる)	75
銚子市	収集車内で小規模な火災	数件
木更津市	・粗大ごみ処理設備の排出トラフ部で小規模爆発事故 (4件) ・スプレー缶・ガス缶による収集車両火災事故 (3件)	7
佐倉市	収集車内でスプレー缶発火	1
習志野市	収集車内でスプレー缶発火	4
柏市	スプレー缶、ライター、カセットコンロ等による発火 (12件・うち収集時8件、処理施設内4件)	12
市原市	スプレー缶等による車両火災	30
君津市	収集車内でカセットコンロ・ストーブ等による発火	3
浦安市	収集車内で火災発生	1
印西市	スプレー缶による収集車内での爆発	1
一宮町	スプレー缶が原因と思われる収集車内での爆発・火災	1
長生郡市広域 市町村圏組合	スプレー缶が原因と思われる収集車内での爆発・火災	1
計		136